

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(尼崎税務署長)
平成28年2月26日棄却・確定

判 決

| | |
|-----------|---------------|
| 原告 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 酒井 尚土 |
| 被告 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 岩城 光英 |
| 処分行政庁 | 尼崎税務署長 乾 渡 |
| 同指定代理人 | 今村 弘 |
| 同 | 小銭 慎司 |
| 同 | 松山 修 |
| 同 | 原田 一信 |
| 同 | 大串 仁司 |
| 同 | 高橋 祐介 |

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 尼崎税務署長が平成24年3月13日付けで原告に対してした平成19年分の所得税に係る更正処分(以下「本件所得税更正処分」という。)のうち、総所得金額140万2445円、納付すべき税額0円を超える部分を取り消す。
- 2 尼崎税務署長が平成24年3月13日付けで原告に対してした所得税に係る次の重加算税賦課決定処分(以下「本件所得税各加算税処分」という。)を取り消す。
 - (1)原告の平成16年分から平成19年分までの所得税に係る重加算税賦課決定処分(ただし、平成17年分から平成19年分までのものについては、平成24年6月7日付け変更決定処分により変更された後のもの)
 - (2)原告の平成20年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分(ただし、平成24年6月7日付け変更決定処分により変更された後のもの)のうち、過少申告加算税相当額(14万6000円)を超える部分
 - (3)原告の平成21年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分(ただし、平成24年6月7日付け変更決定処分により変更された後のもの)のうち、過少申告加算税相当額(6万3500円)を超える部分

(4) 原告の平成22年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分

3 尼崎税務署長が平成24年3月13日付けで原告に対してした消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る次の決定処分（以下「本件消費税等各決定処分」という。）を取り消す。

(1) 平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成16年課税期間」という。）の消費税等に係る決定処分

(2) 平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成17年課税期間」という。）の消費税等に係る決定処分

4 尼崎税務署長が平成24年3月13日付けで原告に対してした消費税等に係る次の加算税賦課決定処分（以下「本件消費税等各加算税処分」という。）を取り消す。

(1) 平成16年課税期間の消費税等に係る無申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分

(2) 平成17年課税期間の消費税等に係る無申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分（ただし、平成24年6月7日付け変更決定処分により変更された後のもの）

(3) 平成18年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成18年課税期間」という。）の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち、無申告加算税相当額（58万8500円）を超える部分

(4) 平成19年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成19年課税期間」という。）の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち、無申告加算税相当額（52万4000円）を超える部分

(5) 平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成20年課税期間」という。）の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち、無申告加算税相当額（53万5000円）を超える部分

(6) 平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成21年課税期間」という。）の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち、無申告加算税相当額（50万8000円）を超える部分

(7) 平成22年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成22年課税期間」といい、平成16年課税期間から平成21年課税期間までと併せて「本件各課税期間」という。）の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち、無申告加算税相当額（47万0500円）を超える部分

第2 事案の概要

1 本件は、コンテナ修理等を行う個人事業者である原告が、尼崎税務署長から、原告は課税を免れることを意図して作為的な過少申告を行っていたなどとして、①平成16年分から平成22年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税に係る更正処分及び重加算税賦課決定処分、②本件各課税期間の消費税等に係る決定処分並びに無申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分を受けたことから、被告に対し、上記各処分のうち、上記第1の1～4記載の各処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

(1) 国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。）68条1項

通則法65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税

の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(2) 通則法68条2項

通則法66条1項（無申告加算税）の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出しないときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(3) 通則法70条1項1号

更正は、その更正に係る国税の法定申告期限から3年を経過した日以後においては、することができない。

(4) 平成27年法律第9号による改正前の国税通則法（以下「平成27年改正前通則法」という。）70条

ア 決定は、その決定に係る国税の法定申告期限から5年を経過した日以後においては、することができない（1項1号）

イ 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定は、その納税義務の成立の日から5年を経過した日以後においては、することができない（1項3号）。

ウ 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正又は決定若しくは課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定は、更正又は決定については、その更正又は決定に係る国税の法定申告期限から、課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定については、その納税義務の成立の日から、それぞれ7年を経過する日まで、することができる（4項）。

3 前提となる事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実等）

(1) 当事者等

原告は、Aの屋号でコンテナ修理業等を営む個人事業者であり、いわゆる白色申告者である。乙（以下「乙」という。）は、原告の妻であり、原告の事業に関する経理を任せ、原告の確定申告を行っていた。

(2) 原告の所得税に係る確定申告等

ア 原告は、尼崎税務署長に対し、本件各年分の所得税につき、別表1の「確定申告」欄記載の年月日（いずれも法定申告期限内である。）に、同欄記載の内容の確定申告書をそれぞれ提出した。（乙4の1～7）

イ 原告は、本件各年分において、株式会社B（以下「B」という。）、株式会社C（以下「C」という。）、D株式会社（以下「D」という。）、有限会社E（以下「E」といい、C及びDと併せて「Cほか2社」という。）ほか数社と取引していたが、原告は、本件各年分の所得

税に係る確定申告において、Bとの取引における所得のみを申告した。

ウ 消費税等の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額（消費税法28条1項）は、原告の事業所得の収入金額に対応するところ、原告は、事業所得の売上金額としてBに係る売上金のみを計上し、本件各課税期間に係る基準期間（課税期間に係る年の前々年〔同法2条1項14号〕）における課税売上高が同法9条1項に規定する金額（1000万円。ただし、平成16年課税期間に係る基準期間については3000万円〔平成15年法律第8号による改正前の消費税法9条1項〕）以下となった。その結果、原告は、消費税等の納税義務が免除されることとなり、本件各課税期間の消費税等の確定申告書を提出しなかった。

（3）更正処分に至る経緯

尼崎税務署の丙国税調査官（以下「丙調査官」という。）らは、平成23年10月から平成24年3月までの間、原告に対する税務調査（以下「本件調査」という。）を行った。

尼崎税務署長は、本件調査を踏まえ、平成24年3月13日付けで、原告に対し、本件各年分の所得税について、別表1の「更正処分等」欄記載の内容の更正処分及び重加算税賦課決定処分を、本件各課税期間に係る消費税等について、別表2の「決定処分等」欄記載の内容の決定処分並びに無申告加算税及び重加算税の賦課決定処分をした。（甲1、2～6の各1、7、8、9の1、10～14）

（4）異議申立て及び加算税変更決定

ア 原告は、平成24年4月3日付けで、尼崎税務署長に対し、上記（3）の各処分のうち、所得税に関する処分については、別表1の「異議申立て」欄記載の内容の異議申立てをし、消費税等に関する処分については、別表2の「異議申立て」欄記載の内容の異議申立てをした。（乙5）

イ 尼崎税務署長は、平成24年6月7日付けで、原告に対し、平成17年分から平成21年分までの所得税について、別表1の「加算税変更決定」欄記載の内容の重加算税の変更決定を、平成17年課税期間の消費税等について、別表2の「加算税変更決定」欄記載の内容の無申告加算税及び重加算税の変更決定をした。（甲2～6の各2、9の2）

ウ 尼崎税務署長は、平成24年6月29日付けで、上記アの異議申立てに対し、以下の内容の決定をした。（甲15）

（ア）本件各年分の所得税に係る更正処分のうち、平成19年分及び平成20年分の処分に対する異議申立てをいずれも棄却し、その余の異議申立てをいずれも却下する。

（イ）本件各年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分（ただし、平成17年分から平成21年分までのものについては、上記イの変更決定により変更された後のもの）に対する異議申立てを棄却する。

（ウ）本件各課税期間の消費税等に係る決定処分並びに無申告加算税及び重加算税の賦課決定処分（ただし、平成17年課税期間の無申告加算税及び重加算税については、上記イの変更決定により一部変更された後のもの）に対する異議申立てを棄却する。

（5）審査請求

原告は、平成24年7月5日付けで、国税不服審判所長に対し、所得税に関する処分について、別表1の「審査請求」欄記載の内容の審査請求をし、消費税等に関する処分について、別表2の「審査請求」欄記載の内容の審査請求をした。国税不服審判所長は、平成25年5月28日付けで、これらを棄却する旨の裁決をした。（甲16の1・2、乙1）

(6) 本件訴訟の提起

原告は、平成25年11月12日、本件訴訟を提起した。(顕著な事実)

4 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記5に記載するほか、本件所得税更正処分については別紙1記載4、本件所得税各加算税処分については別紙3、本件消費税等各決定処分については別紙2、本件消費税等各加算税処分については別紙4に記載のとおりである。

5 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、①本件所得税各加算税処分について通則法68条1項が、本件消費税等各加算税処分について同条2項がそれぞれ適用されるか、具体的には、原告が課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき所得税の納税申告書を提出し又は消費税等の納税申告書を提出しなかったといえるか(争点1)、②平成27年改正前通則法70条4項の適用により、本件各処分のうち、法定申告期限から3年又は5年を経過し、又は納税義務の成立の日から5年を経過した後にされたものが適法か、具体的には、原告が偽りその他不正の行為により税額的全額若しくは一部を免れたといえるか(争点2)であり、これらの点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 争点1 (通則法68条1項及び2項の適用の有無)

(被告の主張)

ア 重加算税の賦課要件該当性に関する判断枠組み

重加算税は、①過少申告加算税又は無申告加算税の賦課要件が満たされる場合に、②納税者が国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、③その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出し、又は法定申告期限までに納税申告書を提出しないときに課されるものであり、重加算税を課するためには、納税者が過少申告し、又は申告しなかっただけでは足りず、過少申告又は不申告(以下「過少申告等」という。)とは別に、隠ぺい又は仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告等がされたことが必要である。

そして、明らかな事実の隠ぺいや仮装が認められない場合であっても、最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決・民集48巻7号1379頁(以下「平成6年判決」という。)が判示するように、「真実の所得の調査解明に困難が伴う状況を利用し、真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図の下に、必要に応じ事後的にも隠ぺいのための具体的工作を行うことも予定しつつ、…会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出した」場合や、最高裁平成7年4月28日第二小法廷判決・民集49巻4号1193頁(以下「平成7年判決」という。)が判示するように、「当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした」場合には、当該過少申告が課税を免れることを意図して作為的に行われていたと推認することができ、これを1つの隠ぺい又は仮装と認定することができる。そして、上記のことは不申告行為にも当てはまる。したがって、上記の場合には過少申告等が重加算税の賦課要件を満たすといえるべきである。

イ 本件と平成6年判決及び平成7年判決との関係

(ア) 原告は、会計帳簿を備え付けていた場合に関する平成6年判決は、帳簿書類を備え付けていない本件とは事案を異にするから、平成6年判決は本件には妥当しないと主張する。

しかし、平成6年判決は、過少申告の事案のうち、真実の所得を隠ぺい又は仮装しようとする意図及び態勢の下に作為的に所得金額を殊更過少に記載した申告書を提出したことが明らかな場合には、このような意図の下で所得を脱漏して虚偽の内容を記載した申告書を作成・提出する行為は、申告書の提出と併せて実質的に課税要件事実を隠ぺい又は仮装し、隠ぺい又は仮装したところに基づき納税申告書を提出した場合に当たるとみた上で、かかる意図のない過少申告事案と作為的な殊更の過少申告事案とを区別する事情の1つとして会計帳簿類から算出し得る所得金額の大部分を脱漏した内容虚偽の申告書を作成・提出したことを指摘するものである。そうすると、平成6年判決は重加算税を課すために会計帳簿の備付けを要するものではなく、平成6年判決は、本件にも妥当するというべきである。

(イ) 原告は、平成7年判決が示した「特段の行動」は納税申告書の提出又は法定申告期限より前のものでなければならず、納税申告書の提出又は法定申告期限以降の事情は、重加算税の賦課要件に該当する事実とはならないと主張する。

しかし、平成7年判決の示した規範は、当該事案を解決するのに必要な限度で充分条件のみを示したにとどまるものと解すべきであり、納税申告書の提出又は法定申告期限以降の事情が重加算税の賦課要件に該当する事実となることを排除していないというべきである。

ウ 本件における重加算税の賦課要件該当性

以下の事情に照らせば、原告は、当初から過少申告等の意図を有し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づいて過少申告等に及んだということができ、このような原告の行為は重加算税の賦課要件を満たすというべきである。

① 意図的に売上金の一部を除外して申告したこと

本件各年分における原告の取引先には、Bのほか、Cほか2社などがあったが、原告は、本件各年分の確定申告において、Bに係る売上金のみを収入金額に計上していた。乙は、Cほか2社についても、Bと同一様式の請求書を発行し、その控えをBに対する請求書控えと一緒に保管していたにもかかわらず、原告の確定申告では、保管する請求書控えの中からBとの取引分のみを選別しBに係る売上金のみを集計した上、Bに係る売上金額とこれに対応する経費等を記載したメモ(以下「本件メモ」という。)を作成し、この内容に基づいて確定申告を行った。このようにしてされた本件各年分の確定申告における売上金額は、実際の売上金額の3.10～17.68%にすぎず、本件各年分において申告から除外された売上金額は、5158万0358円ないし6231万4138円に上った。

② 申告した売上金と申告から除外した売上金を別口座で管理していたこと

原告は、B以外の取引先に係る売上金の入金口座に、Bに係る売上金の入金口座を利用せず、申告から除外した売上金を別口座に保管していた。

③ 本件調査においてB以外の取引先を秘匿したこと

原告及び乙は、本件調査において、原告の取引先はBのみであるとの虚偽の事実を述

べ、その後、丙調査官らから指摘されるまでB以外の取引先の存在を明らかにしなかった。

④ 本件調査において請求書控え等を提示しなかったこと

原告及び乙は、B及びCほか2社に対する請求書控えを保管し、帳簿に代わるノートを作成したにもかかわらず、本件調査においては、帳簿等の記載は一切行っておらず、取引先に対する請求書等の原始資料も全く保存していない旨を述べて帳簿や請求書等を全く提出しなかった。

⑤ 帳簿を作成せず、必要経費を概算で申告したこと等

原告は、所得税法231条の2（平成23年法律114号による改正前のもの）3項及び所得税法施行規則103条（平成23年財務省令85号により削除される前のもの）並びに消費税法58条により、帳簿の作成保存義務を負っていたにもかかわらず、帳簿を作成せず、Bに係る売上げに対応する必要経費についても概算で申告していた。また、原告は、B以外の取引先については、原告自らが現場で作業しておらず、従業員又は下請けが作業している旨を述べながら、従業員及び下請先を明らかにせず、従業員に対する給与額や外注費についても明らかにしなかった。

⑥ 親族名義で不動産を購入し、その事実を秘匿したこと

原告は、確定申告で除外した取引先に係る売上金を原資として不動産を購入しているところ、当該不動産を子である丁（以下「丁」という。）及び乙の名義とし、本件調査においては、丙調査官らから自宅以外の不動産購入の有無について質問されたのに対し、仕事がないのに買うわけがない旨の回答をして、上記不動産購入の事実を隠そうとした。

（原告の主張）

ア 重加算税の賦課要件該当性に関する判断枠組み

平成6年判決は、会計帳簿等を備え付けていたサラ金業者が会計帳簿から一部所得だけをつまんで申告していた、いわゆる「つまみ申告」の事案に関するものであり、判断の前提事実として会計帳簿類の存在を極めて重視したものであるのに対し、本件は、帳簿書類の備付けがなく、原告が本件メモを経由して直接確定申告書を作成・提出した事案であるから、平成6年判決は、本件とは重要な事実関係を異にしており、本件には妥当しない。

そして、平成7年判決の内容に照らすと、重加算税を課すためには、納税者の過少申告行為とは別に、隠ぺい又は仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告をしたことが必要であり、過少申告行為自体を隠ぺい又は仮装と評価することはできない。また、納税者が過少に申告する意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上で、その意図に基づく過少申告をしたような場合に重加算税を課し得るのであり、上記の特段の行動は、納税申告書の提出又は法定申告期限より前のものに限られるというべきである。そして、上記のことは、不申告行為についても当てはまる。

イ 被告の主張する重加算税の賦課要件該当事実について

以下のとおり、前記（被告の主張）ウの①～⑥の各事情は、過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということができないものであり、本件各年分の過少申告等が重加算税の賦課要件を満たすということとはできない。

（ア）意図的に売上金の一部を除外して申告したこと（①の点）

本件メモは、乙が確定申告書作成のための手控えとして作成したものにすぎず、その

作成は、確定申告のための付随的な準備行為に他ならないものであるから、これを所得税の確定申告と区別して評価することは相当でない。そうすると、本件メモの作成が、過少申告等とは別個の隠ぺい又は仮装に当たるということはできない。また、原告が実際の所得を大きく下回る金額で申告していたという事実は、確定申告そのものであるから、重加算税の賦課要件に当たるということもできない。さらに、原告が、B以外の取引先の売上金を所得から除外して申告したのは、B以外の取引先については、従業員や下請けなどに任せ、原告本人が直接現場で作業していない部分が多かったため、ほんの軽い気持ちで行ったものにすぎず、所得を過少に申告しようという意図に出たものではない。以上によると、原告がBに係る売上金のみを選別して本件メモを作成し実際金額を大きく下回る金額を売上金額として確定申告したことは、過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということとはできない。

(イ) 申告した売上金と申告から除外した売上金を別口座で管理していたこと (②の点)

原告は、売上金の入金口座をどのようにするかは乙に一任していたところ、乙は、自らの利用上の便宜から原告の売上金の入金口座として3つの口座を利用していたにすぎず、Bに係る売上金のみを申告の対象とする意図で売上金の入金口座を分けていたものではない。このことは、売上金の入金口座を仮名口座や借名口座ではなく、実名口座としていたこと、原告が、平成23年4月7日、Eに係る売上金の入金口座をBに係る売上金の入金口座に変更したこと、本件調査の初期の段階において、原告の売上金の入金口座を明らかにしていることから明らかである。

(ウ) 本件調査においてB以外の取引先を秘匿したこと (③の点)

本件調査時の行為は、確定申告書の提出又は法定申告期限以降の事情であるから、それ自体をもって、重加算税の賦課要件に該当する行為とはいえない上、原告は、本件調査の初期の段階でB以外の取引先の存在を自認し、B以外の取引先については、従業員や下請けなどに任せ、原告本人が直接現場で作業していない部分が多かったため、ほんの軽い気持ちで上記の取引先の分を所得から除外したものにすぎない旨を述べていることからすると、B以外の取引先の存在を明らかにしなかったことが過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということとはできない。

(エ) 本件調査において請求書控え等を提示しなかったこと (④の点)

本件調査時の行為は、確定申告書の提出又は法定申告期限以降の事情であるから、それ自体をもって、重加算税の賦課要件に該当する行為とはいえない上、乙は、本件調査当時、取引先に対する請求書控えをある程度の年分保存していたが、丙調査官から、「7年分」の請求書を提出するよう求められたため、「7年分はありません。」と回答するとともに、「資料が大量に溜まったために5、6年前から整理のために処分していた」旨を説明したこと、その後、乙は、丙調査官に対し、3～5年分くらいであれば請求書控えが存在することを告げたものの、丙調査官はこれを取り合わなかったこと、乙は、尼崎税務署の戊税務署職員から、保存している分の請求書控えを全て提出するように言われて、同職員にこれを提出していることなどからすると、原告が、本件調査において、請求書控えの提示を拒んだという事実はなく、請求書控えの不提示の事実をもって、過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということとはできない。

(オ) 帳簿を作成せず、必要経費を概算で申告したこと等 (⑤の点)

帳簿の不作成や必要経費の概算申告は、一般的に所得を隠ぺい又は仮装する行為とは解されておらず、上記事情が過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということとはできない。また、原告がB以外の取引先に係る外注費等の支払先や金額を明らかにしなかったことは、確定申告書の提出又は法定申告期限以降の事情であるから、それ自体をもって、重加算税の賦課要件に該当する行為とはいえないし、原告の経費支払の事実が認められなければ単に原告の所得が増える結果となるにすぎず、過少申告を生じさせる行為ということとはできないのであるから、上記事情が、過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということとはできない。

(カ) 親族名義で不動産を購入し、その事実を秘匿したこと (⑥の点)

原告が丁及び乙の名義で不動産を購入したのは、飲食店をしようとしていた兩名に不動産を生前贈与したものにすぎず、親族名義を利用した財産隠匿というものではない。このことは、原告及び乙が本件調査の初期の段階で原告の預金を原資として丁及び乙の名義で不動産を購入した事実を告げていたことから明らかである。したがって、原告がその預金を原資として親族名義で不動産を購入したことが、過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動ということとはできない。

(2) 争点2 (平成27年改正前通則法70条4項の適用の有無)

(被告の主張)

過少申告等の事実と併せて税の賦課徴収を不能又は困難にするような偽計その他の工作行為が認められる場合はもちろん、納税者が真実の所得を知りながらあえてこれを秘匿し、自己の所得金額を真実よりも過少に記載した確定申告書を提出すれば、当該申告行為自体をもって、平成27年改正前通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」に当たると解すべきである。

そして、前記(1)の(被告の主張)のとおり、原告は、Cほか2社に対し、Bに対する請求書と同一の様式の請求書により代金を請求し、その請求書控えの保管状況について何ら差異がないにもかかわらず、確定申告の基礎となる売上金額を集計する際には、Bに係る売上金のみを集計したメモを作成して確定申告するとともに、売上金額の入金口座についても、Bに係る売上金の入金口座を他の取引先に係る売上金の入金口座と別の口座にしている。そして、原告は、本件調査において、B以外の取引先はないとの虚偽の答弁をしたほか、請求書控え等の帳票類を提示せず、取引金融機関、外注先、従業員等を明らかにせず、申告から除外した売上金を原資とする不動産の取得についても、丙調査官らから指摘されるまで明らかにしなかった。このような原告の行為は、平成27年改正前通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」に該当することは明らかである。

(原告の主張)

通則法68条の「隠ぺい」又は「仮装」と平成27年改正前通則法70条4項の「偽りその他不正の行為」はほぼ同義と解されているところ、前記(1)の(原告の主張)のとおり、原告には、過少申告等とは別に、過少申告等の意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした事実が認められない。そうすると、原告が同項の「偽りその他不正の行為」をした事実も認められないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実並びに証拠（各項末尾記載の証拠のほか、証人乙、証人丙、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の事業内容等

原告は、昭和54年頃から、Aの屋号でコンテナ修理業等を営む個人事業者であり、いわゆる白色申告者である。原告は、妻である乙と同居し、同人に経理を任せていた。

本件各年分における原告の取引先には、B、Cほか2社など数社があり、このうち、B及びCほか2社との間には本件各年分を通じて継続的に取引があった。原告は、上記の取引先からコンテナ修理等の発注を受けて従業員と共に修理作業を行うほか、取引先に従業員を派遣したり、受注した作業を下請けに出したりしていた。（甲24、26、乙17～19）

(2) 原告の売上金の管理等

ア 本件各年分における原告の売上金額は、別表3のとおりであり、平成16年分で5993万1024円、平成17年分で6265万2409円、平成18年分で7063万1854円、平成19年分で6364万8086円、平成20年分で6461万3146円、平成21年分で6482万1317円、平成22年分で5322万9384円であった。（乙6の1～5、7）

イ 原告の売上代金はいずれも銀行振込みにより支払われていたが、乙は、取引先によって入金口座を使い分け、Bに係る売上金については、F銀行G支店「A 甲」名義の普通預金口座を、C及びDに係る売上金については、H銀行I支店「甲」名義の普通預金口座を、Eその他の取引先に係る売上金については、K銀行I支店「A 甲」名義の普通預金口座をそれぞれ使用していた。そして、乙は、Bに係る売上げの入金口座の預金だけでなく、他の取引先に係る売上げの入金口座の預金も生活資金として使用していた。（甲19、乙1、7）

上記3支店のうち、Bに係る売上金が入金されているF銀行G支店は、原告の自宅の最寄り駅であるL駅付近にあるが、他の取引先に係る売上金が入金されている2支店（H銀行I支店及びK銀行I支店）は、原告の自宅から距離のあるM駅付近に位置している。もっとも、原告の自宅の最寄り駅であるL駅付近にも、上記2支店と同一銀行の支店（H銀行G支店及びK銀行G支店）があり、乙は、原告の外注先への支払にH銀行G支店の振込専用通帳を利用し、K銀行I支店の口座の入出金に同行G支店を利用している。（甲24、乙7、21）

(3) 帳簿に類するノートの作成、請求書控えの保管等

乙は、B及びCほか2社との取引につき、同一書式の請求書に「A」の押印をしたものを発行していた。上記請求書は、請求書と請求書控えの複写式となっており、乙は、取引先毎に請求書綴りを使い分けてはおらず、1冊の請求書綴りを使用して順不同で作成しており、その一部は廃棄せずに保存していた。また、乙は、確定申告のために原告の経費や請求書の金額をノートに記入していた。（甲25の1～11、乙1、8、証人乙）

(4) 原告の確定申告の状況

ア 乙は、原告の本件各年分の確定申告に当たり、確定申告する売上金額及びこれに対応する経費を記載したメモ（本件メモ）を作成し、これに基づいて確定申告を行ったが、本件メモの売上金額については、原告の保管する請求書控えの中からBとの取引分を選別し、それらに記載された売上代金を集計して原告の売上金額としていた。また、本件メモの経

費についてもBとの取引分のみを記載するとともに、材料代については、実額ではなく、Bの売上金額に25%~30%の割合を乗じた概算額を、給料賃金その他の経費については、実額又は原告が支払ったとする金額をそれぞれ記載していた。

イ 乙は、本件各年分の確定申告書を提出するに当たり、本件メモを税務署に持参し、上記確定申告書に添付すべき収支内訳書の記載方法を税務署職員に聞きながら本件メモの内容を転記した。そして、確定申告の終了後、本件メモを破棄した。(乙11の1~7)

ウ 上記収支内訳書には、本件各年分の売上金額として、平成16年分が615万5026円、平成17年分として938万2830円、平成18年分として831万7716円、平成19年分として818万0307円、平成20年分として764万3134円、平成21年分として1146万3007円、平成22年分として164万9026円と記載されており、実際の原告の売上金額(前記(2)ア)に対する割合は、平成16年分が10.27%、平成17年分が14.98%、平成18年分が11.78%、平成19年分が12.85%、平成20年分が11.83%、平成21年分が17.68%、平成22年分が3.1%である。(乙11の1~7)

エ 原告は、本件各年分の確定申告における売上金額を上記ウの金額とした結果、本件各課税期間に係る基準期間における課税売上高が消費税法(平成16年課税期間との関係では、平成15年法律第8号による改正前のもの)9条1項に規定する金額以下となったため、消費税等の納税義務が免除されることとなり、本件各課税期間の消費税等の確定申告書を提出しなかった。

(5) 原告による不動産の取得

原告は、平成17年に丁名義で尼崎市●●所在の土地及び建物を800万円で購入し、平成20年に乙名義で同市●●町所在の土地及び建物を1100万円で購入した。上記不動産の購入原資は、原告が確定申告から除外した売上金の入金口座であるK銀行I支店の口座の預金であった。(乙9の3、10の1・2)

(6) 本件調査の状況等(乙9の1~6、10の1・2、16の1・2、乙20)

ア 平成23年10月6日の調査

丙調査官らは調査のために原告の自宅を訪れたが、原告は外出していたため、乙に対する質問調査を行った。乙は、丙調査官らに対し、原告の事業につき帳簿は作成しておらず、請求書や領収書は保存していない旨を述べ、Bに係る売上金の入金口座がある銀行はBに聞けば分かるから答える必要はないなどとして回答を拒んだ。乙に対する調査終了後、丙調査官らは、原告の外出先に向かい、原告に対する質問調査を行った。原告は、丙調査官らに対し、現在の取引先はBのみであり、2、3年前までは、CやDとも取引があったが現在は取引がないこと、自宅以外には不動産を購入していないことなどを述べた。

イ 平成23年11月8日の調査

(ア)丙調査官らが調査のために原告の自宅を訪れ、原告及び乙に対する質問調査を行った。

原告及び乙は、丙調査官らに対し、再度、原告の取引先はBのみである旨を述べたが、丙調査官らから、Cほか2社との取引を指摘されると、これらの会社との取引の存在を認めた。そして、C及びDについては受注した仕事を外注に出して売上代金の1割を取得し、Eについても作業員を派遣して売上代金の一部を取得しているにすぎず、原告が自ら現場で作業していないため、Cほか2社に係る売上金の申告は不要であると考えて

いた旨を述べた。また、原告は、丙調査官らから、C及びDから受注した仕事の外注先の氏名及び連絡先を教えるよう求められ、「N」という名であることは回答したものの、同人が申告しているか否かが明らかでなく迷惑がかかるなどとして名前や連絡先を明らかにしなかった。また、Eに派遣している作業員の氏名についても明らかにしなかった。

(イ) 乙は、丙調査官らから請求書控えの提示を求められたのに対し、税務署において銀行を調査して分かっているはずであるから見せる必要はないとして使用中の請求書控えを見せることを拒否し、過去の方は保存していないなどと述べた。また、乙は、丙調査官らに対し、帳簿類は作成しておらず、確定申告書の収支内訳書の材料費は概算で計上している旨を答えた。

(ウ) 原告及び乙は、丙調査官らから不動産購入の有無を質問され、自宅以外の不動産は購入していない旨回答したが、丙調査官らから、平成17年に●●所在の不動産を、平成20年に●●町所在の不動産を購入している事実を指摘されると、その事実を認めた。

ウ 平成23年11月25日の調査

丙調査官らが尼崎税務署において原告及び乙に対する質問調査を行った。乙は、丙調査官らから、再度、請求書や領収書の保存の有無を確認されたが、それらは保存していない旨を回答した。

エ 平成23年12月5日の調査

丙調査官らが尼崎税務署において原告及び乙に対する質問調査を行った。丙調査官らは、原告及び乙に対し、税務署において調査したところによると原告において納付すべき税額は合計3300万円に上ることを告げた上、これまでの調査内容を確認するためとして、本件調査における一連の応答内容をまとめた「質問てん末書」と題する書面(乙10の1・2)を読み上げ、その内容に誤りがないかを確認した。これに対し、原告は、誤りがない旨を述べて上記書面に署名押印した。

オ 平成24年3月1日の調査

丙調査官らが尼崎税務署において原告及び乙に対する質問調査を行った。乙は、確定申告の収支内訳書は、事前に作成したメモ(本件メモ)の内容を転記する方法で作成していること、過去の本件メモは廃棄したこと、単価の参考とするために請求書控えは2～3年分は残っているなどと述べた。

(7) 事実認定の補足説明

ア 以上の認定は、丙調査官らが本件調査について作成した調査報告書(乙9の1～6)に基づくものであるところ、上記調査報告書は、取引先について虚偽の事実を述べたり売上金の入金口座の開示を拒否するなどしていた原告らが丙調査官らの指摘を受けて次第に事実を明らかにしていく様子などが詳細かつ具体的に記載されており、その内容に不自然な点は見当たらない。しかも、その内容は、本件調査における一連の応答内容をまとめ、原告らが確認の上、署名押印した前記(6)エの「質問てん末書」と題する書面(乙10の1・2)の記載内容とも合致しているのであり、その信用性は高いと認められる。

イ これに対し、原告は、上記調査報告書の内容は事実と異なっているとして、本件調査の状況について、概要、以下のとおり主張している。そして、原告は、上記主張に沿う証拠として、乙の陳述書(甲20、21)を提出し、上記陳述書は、乙が本件調査の各調査日の3日以内に記載したとするノート(甲23)に基づくもので信用性が高いなどと主張す

るほか、乙も証人尋問において以下の主張に沿う証言をする。

(ア) 本件調査の初日である平成23年10月6日、丙調査官は、乙に原告の売上金の入金口座について質問し、これに対し、乙が、どこまで自分から話せばいいかわからないなどと言ったところ、丙調査官は、「F」「H」「J」と名前を挙げ、乙は、これを認めた。また、同日、丙調査官は、乙に不動産の話をし、これに対し、乙が何のことが聞き返したところ、丙調査官は、すぐに「●●とかで物件を買っていますよね。あと、●●町の物件も。」などと言い、乙は、すぐにこれを認めた。

(イ) 同日、丙調査官は、乙に対し、平成16年から平成22年までの7年分の請求書等を見せるよう求めた。乙は、3～5年分は保存していたものの、7年分は保存していなかったため、7年分はない旨を回答した。また、同年11月8日の調査においても、丙調査官は、7年分の請求書等を提出するよう求め、乙は、7年分はない旨を答えた。そして、乙は、同年12月12日に丙調査官と電話で話をした際、請求書等は3年分から5年分くらいならある旨を何気なく言ってみたところ、丙調査官は、「もういいです、もういいです、もう分かりましたから。」など行って途中で電話を切った。その後、乙は、丙調査官の案内で、戊尼崎税務署員の所に行き、同署員に対し、「3年分から5年分くらいなら請求書等はある、丙調査官にもその旨を伝えた。」などと述べたところ、「それでよかったのに」と言われた。

ウ しかしながら、まず、上記イ(ア)については、丙調査官の陳述書(乙20)中には、丙調査官らは、本件調査の初日である平成23年10月6日の時点では、原告の事業用口座として把握していたのはH銀行尼崎皮店の口座だけであり、F銀行やK銀行に原告名義の口座があることは把握していなかった旨の記載があるところ、その記載内容は、丙調査官らがF銀行及びK銀行に原告名義の口座の存在を確認し、その取引明細等の回答を依頼しているのが本件調査の開始後であること(乙15)とも整合するものであり、上記陳述書の記載は信用することができ、これによると、丙調査官らは、本件調査以前に上記2行に原告名義の口座が存在することは認識していなかったと認められ、本件調査の初日に丙調査官側から上記の事実を明らかにすることは不可能であったといえる。この点を措いても、税務調査において、国税調査官が調査対象者に先んじて自らが保有する情報を開示した場合には、国税調査官がどの程度まで情報を把握しているかが明らかとなり、調査対象者による偽装や隠ぺいが可能となって調査に支障が生ずることとなるのであるから、丙調査官側から、原告及び乙に対し、原告名義の預金口座が存在する銀行や原告による不動産購入の事実を明らかにするとは考え難い。

また、上記イ(イ)については、税務調査を行う国税調査官としては、適正かつ公正な課税を行うため、可能な限り課税要件事実に関する資料ないし情報を収集しようとするのが通常であり、現に、丙調査官らは金融機関等に対する反面調査を行い、原告の自宅や外出先を訪問しているのであって(乙6の1～5、9の1～6、10の1・2)、丙調査官らが上記と異なる姿勢で本件調査に臨んだことをうかがわせる事情は認められない。そうすると、丙調査官が、7年分でない限り請求書の提出を求めないことはもちろん、乙から、請求書控えの存在を聞いたにもかかわらず、その提出を拒否することは考え難い。

さらに、本件調査について乙が作成したとするノートについても、本件調査においては、請求書控えなどの帳票類の話のほか、取引先の話や購入した不動産の話も出ていたにもか

かわらず（証人乙）、ノートに記載のほとんどが帳票類の提示に関するものであるなど不自然な点が認められるのであって、上記ノートが乙の陳述書の記載を裏付けるものとはいえない。

エ 以上のとおり、本件調査の状況に関する乙の陳述書の記載及びこれに沿う乙作成のノート並びに前記イの乙の証言は直ちに信用することができず、丙調査官らの作成した調査報告書の内容を否定する原告の主張は採用することができない。

2 争点1（通則法68条1項及び2項の適用の有無）について

(1) 重加算税を課するためには、納税者のした過少申告等そのものが隠ぺい、仮装に当たるといっただけでは足りず、過少申告等そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告等がされたことを要するものであるが、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要と解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告し、又は申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告等をしたような場合には、重加算税の賦課要件が満たされるものと解すべきである（平成6年判決及び平成7年判決参照）。

原告は、平成6年判決と本件とは、会計帳簿の備付けの有無という重要な事実関係を異にしているから、平成6年判決は本件には妥当しないと主張する。しかし、平成6年判決の内容等からすると、平成6年判決は、過少申告をした者が、当初から真実の所得金額を隠ぺいしようという確定的な意図をもって作為的な虚偽申告をし、事後的にもその意図を貫こうとする行動をとっていることを重視して重加算税の賦課要件を満たすとしたものであり、会計帳簿の備付けの事実は、所得金額を正確に把握しながら過少申告に及んだという、作為的な虚偽申告を基礎付ける事情の1つにすぎないものであって、上記事実の有無により平成6年判決の妥当範囲が左右されるとする原告の主張は採用することができない。

また、原告は、平成7年判決のいう「過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動」とは、納税申告書の提出又は法定申告期限より前のものに限られると主張する。しかし、平成7年判決は、重加算税の制度は、納税者が過少申告をするについて隠ぺい、仮装という不正手段を用いていた場合に、過少申告加算税よりも重い行政上の制裁を科することによって、悪質な納税義務違反の発生を防止し、もって納税申告制度による適正な徴税の実現を確保しようとするものであるとした上、このような重加算税の制度趣旨に照らし、過少申告の意図を実現するための特段の行動があり、その行動によってその意図が外部からもうかがい得るような場合には、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在するものとして、重加算税の賦課要件が満たされるとしたものであると解される。しかるに、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が納税申告書の提出又は法定申告期限より前のものに限られるとすることは、上記のような重加算税制度の趣旨に反する結果になることは明らかであって、平成7年判決のいう「過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動」が納税申告書の提出又は法定申告期限より前のものに限られるということはできない。原告の上記主張は採用することができない。

(2) そこで、上記(1)の判断枠組みに基づいて本件における重加算税の賦課要件該当性について検討する。

前記認定事実によれば、①原告の取引先に係る売上げは原告名義の銀行口座に振り込まれ、同口座の預金は、原告及び乙の生活資金として使用されていたのであるから、乙は、B以外

の取引先に係る売上金額も把握していたこと、②そうであるにもかかわらず、乙は、原告の確定申告において、平成16年から平成22年の7年間にわたり、Bとの取引分のみを申告し、実際の売上金額の3.1%から17.68%にすぎない額(約5000万円から6000万円程度少ない額)を売上金額として申告していること、③乙は、上記の本件各年分の確定申告に当たり、各取引先の請求書の控えがまとめて保存されている中からBとの取引分を選別し、Bの取引に係る売上金額のみ集計するとともにこれに対応する経費を概算で算出するなどした上、これらを記載したメモ(本件メモ)を尼崎税務署に持参し、本件メモに基づいて確定申告を行っていることが認められる。また、前記認定事実によれば、乙は、確定申告したBに係る売上金の入金口座と確定申告から除外した他の取引先に係る入金口座とを使い分け、前者については自宅の最寄り駅付近にあるF銀行G支店の口座を利用し、後者については、自宅の最寄り駅付近にH銀行G支店及びK銀行G支店が存在するにもかかわらず、自宅から離れた場所にある上記2行のI支店の口座を利用していることが認められ、そのような口座の利用状況は、B以外の取引先に係る売上げを殊更隠ぺいしようとする意図を有していたことを疑わせるものといえることができる一方、後記(3)のとおり、原告は上記の入金口座の使い分けについて合理的な理由を主張していない。さらに、前記認定事実によれば、原告及び乙は、確定申告後の本件調査において、取引先はBのみである旨の虚偽の事実を述べ、取引先からの売上金の入金口座を明らかにすることを拒否したほか、申告していない売上金を原資とする不動産購入の事実を否定し、実際には取引先に対する請求書控えを保存し帳簿に類するノートを作成していたにもかかわらず、請求書控えは保存しておらず帳簿類は作成していない旨を回答したことが認められる。

上記の事実により、原告と乙が同居の夫婦であることを併せ考慮すると、原告及びその意を受けた乙は、原告の売上金額を把握しながら、7年間にわたり、意図的に、実際の売上金額の大部分を除外した金額を売上金額とし概算金額等を経費として計上した確定申告書を作成・提出することを繰り返した上、確定申告から除外した売上金の発見を困難にするため、その入金口座を、確定申告したBに係る売上金の入金口座とは別の銀行のものとし、さらに、確定申告後の税務調査においても、B以外の取引先の存在や請求書の控えの保存の有無などについて虚偽の回答をするなど、真実の所得金額をできる限り隠ぺいしようとする態度に出ているものと認めることができる。これらの事情に照らせば、原告の本件各年分の確定申告は、原告が、当初から所得を過少に申告し、又は申告しないことを意図した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をし、その意図に基づく過少申告等をしたものといえるべきである。

- (3) ア 原告は、B以外の取引先から受注した仕事については、従業員や下請けに行わせて原告自身が直接現場で作業していないことから軽い気持ちでこれらの取引先に係る売上金を申告しなかったにすぎず、所得を隠ぺいする意図はなかった旨を主張する。

しかし、前記認定事実によれば、確定申告から除外された売上金額は、実際の売上金額の大部分を占めるものであり、その額は各年約5000万円から6000万円にも上るものであって、このような多額の売上金額を申告しないことが重大な違法行為であることは容易に理解し得るものといえる。このことに加え、前記のとおり、乙が本件調査においてB以外の取引先の有無や請求書控えの保存の有無等について虚偽の回答をしていること、原告と乙の前記関係等を併せ考慮すると、原告及び乙は、本件各年分の確定

申告において原告の所得を隠ぺいする意図を有していたと推認するのが相当であり、原告の上記主張は採用することができない。

イ また、原告は、売上金の入金口座が3つの銀行に分かれていることにつき、乙が行きやすい便利な銀行を選んだにすぎないなどと主張し、証拠（甲20、証人乙）にはこれに沿う部分もある。

しかし、前記認定のとおり、原告の自宅の最寄り駅であるL駅付近には、乙がB以外の取引先に係る売上金の入金口座を開設したI支店の銀行（H銀行及びK銀行）と同一銀行のG支店が存在しており、実際、乙は、H銀行G支店の振込専用通帳を利用して外注先への支払を行い、K銀行G支店において同行I支店の口座の入出金を行っているのであって、このような事実を照らすと、乙が単なる利便上の理由から売上金の入金口座を異なる銀行に分けたとは考え難い。原告の上記主張は採用することができない。

ウ さらに、原告は、K銀行I支店において本人確認の関係で不快な思いをしたことから同支店の口座を売上金の入金口座として利用しないこととし、平成23年4月にEに係る売上金の入金口座を同支店からBに係る売上金の入金口座であるF銀行G支店に変更しているのであるから、原告が売上金の入金口座を3つの銀行に分けたことは売上金を隠ぺいする意図に基づくものではないと主張する。

確かに、原告が平成23年4月にEに係る売上金の入金口座をK銀行I支店からBに係る売上金の入金口座であるF銀行G支店に変更していることは認められるが（乙7、8）、①この口座変更の理由を認めるに足りる客観的な証拠は存在しないこと、②平成22年分の原告の確定申告では、それまで黒字であった事業所得が赤字となっていること（乙4の1～7）、③平成22年分の原告の売上金のうち、C及びDに係る売上金は合計4800万円程度であるのに対し、Eに係る売上金は289万円程度にすぎないこと（別表3）からすると、上記の口座変更は、乙が、申告していたBとの取引における所得が赤字となり他の取引先の存在が発覚するおそれがあると考え、B以外の取引先の中で最も売上金額が少ない取引先に係る売上金を申告に含めることを予定して行った可能性も否定することはできない。したがって、上記の口座変更の事実をもって、原告が取引先に係る売上金の入金口座を使い分けていたことが隠ぺいの意図に基づくものではないといえることはできない。原告の上記主張は採用することができない。

エ 加えて、原告は、隠ぺい又は仮装と評価すべき行為があったとは認められないなどとして通則法68条の適用を否定した裁判例や判決例の存在を指摘し、本件においても通則法68条の適用が否定されるべきであると主張するが、隠ぺい又は仮装と評価すべき行為があったか否かは、個別具体的な事実関係に基づく判断であり、原告の指摘する裁判例や判決例をもって前記認定が左右されるものではない。

(4) 以上によれば、原告の本件各年分の所得税に係る過少申告行為は、単なる過少申告行為にとどまるものではなく、通則法68条1項にいう課税標準等の計算の基礎となるべき所得の存否を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき確定申告書を提出した場合に当たるといふべきであり、また、原告の本件各課税期間の消費税等に係る不申告行為は、同条2項にいう課税標準等の計算の基礎となるべき所得の存否を一部隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づき法定申告期限までに確定申告書を提出しない場合に当たるといふべきである。

3 争点2（平成27年改正前通則法70条4項の適用の有無）について

平成27年改正前通則法70条4項は、「偽りその他不正の行為」によりその全部又は一部の税額を免れた国税（当該国税に係る加算税を含む。）については、更正又は決定はその法定申告期限から、課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定はその納税義務の成立の日から、それぞれ7年を経過する日まですることができる旨規定しているところ、同項にいう「偽りその他不正の行為」とは、税額を免れる意図をもってその手段として税の賦課徴収を不能又は著しく困難にらしめるような何らかの偽計その他の工作を行うことをいうと解される。そして、前記2に説示したところに照らせば、原告の平成16年分から平成19年分までの所得税に係る過少申告行為並びに平成16年課税期間及び平成17年課税期間に係る消費税等の不申告行為は、平成27年改正前通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」に該当するというべきである。

4 本件各処分 of 適法性

(1) 本件所得税各加算税処分について

前記3に説示したところからすると、原告の平成16年分及び平成17年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分は、その納税義務の成立の日から7年を経過する日まですることができることとなる。そして、弁論の全趣旨によれば、原告の本件各年分の所得税の重加算税額は、別紙3記載のとおりであると認められ（本件争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については当事者間に争いがなく、その算定過程に違法、不合理な点はない。）、本件所得税各加算税処分における重加算税額と同一である。したがって、本件所得税各加算税処分は適法である。

(2) 本件消費税等各加算税処分について

前記3に説示したところからすると、原告の平成16年課税期間及び平成17年課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分は、その納税義務の成立の日から7年を経過する日まですることができることとなる。そして、弁論の全趣旨によれば、原告の本件各課税期間の消費税等の重加算税額は、別紙4記載のとおりであると認められ（本件争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については当事者間に争いがなく、その算定過程に違法、不合理な点はない。）、本件消費税等各加算税処分における重加算税額と同一である。したがって、本件消費税等各加算税処分は適法である。

(3) 本件所得税更正処分について

前記3に説示したところからすると、原告の平成19年分の所得税に係る更正処分は、その法定申告期限から7年を経過する日まですることができることとなる。そして、弁論の全趣旨によれば、原告の平成19年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額は、別紙1記載4のとおりであると認められ（本件争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については当事者間に争いがなく、その算定過程に違法、不合理な点はない。）、本件所得税更正処分における総所得金額及び納付すべき税額と同額である。したがって、本件所得税更正処分は適法である。

(4) 本件消費税等各決定処分について

前記3に説示したところからすると、原告の平成16年課税期間及び平成17年課税期間に係る消費税等の決定処分は、その法定申告期限から7年を経過する日まですることができることとなる。そして、原告の平成16年課税期間及び平成17年課税期間に係る消費税等の納付すべき税額及び譲渡割額（地方消費税額）は、別紙2記載のとおりであると認められ

(本件争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については当事者間に争いがなく、その算定過程に違法、不合理な点はない。)、本件消費税等各決定処分における納付すべき消費税額及び譲渡割額と同額である。したがって、本件消費税等各決定処分は適法である。

5 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないのでこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西田 隆裕

裁判官 角谷 昌毅

裁判官 松原 平学

1 平成16年分所得税更正処分について

(1) 総所得金額 607万1012円

上記金額は、事業所得の金額と同額である。

事業所得の金額は、原告の売上取引先等に対する反面調査により把握した売上金額5993万1024円(別表3の「平成16年分」「合計」欄)に類似同業者の平成16年分の特前所得率(売上金額に対する所得金額〔売上金額から経費等の金額を控除した金額であり、青色申告特典控除前の所得金額〕の割合。以下同じ。)10.13パーセントを乗じて算出した金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 142万0000円

上記金額は、原告が平成16年分の所得税の確定申告書(乙4の1)に記載した社会保険料控除の額3万円、配偶者控除の額38万円、扶養控除の額63万円及び基礎控除の額38万円の合計額である。

(3) 課税総所得金額 465万1000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額607万1012円から上記(2)の所得控除の額の合計額142万円を控除した後の金額である(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの)。

(4) 納付すべき税額 48万0100円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 60万0200円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額465万1000円に所得税法89条1項(平成18年法律第10号による改正前のもの)の規定を適用して算出した金額である。

イ 定率減税額 12万0040円

上記金額は、平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下「負担軽減措置法」という。)6条2項(平成17年法律第21号による改正前のもの)の規定により計算した金額である。

2 平成17年分所得税更正処分について

(1) 総所得金額 637万1749円

上記金額は、事業所得の金額と同額である。

事業所得の金額は、原告の売上先等に対する反面調査により把握した売上金額6265万2409円(別表3の「平成17年分」「合計」欄)に類似同業者の平成17年分の特前所得率10.17パーセントを乗じて算出した金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 117万0000円

上記金額は、原告が平成17年分の所得税の確定申告書(乙4の2)に記載した社会保険料控除の額3万円、配偶者控除の額38万円、扶養控除の額38万円及び基礎控除の額38万円の合計額である。

(3) 課税総所得金額 520万1000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額637万1749円から上記(2)の所得控除の額

の合計額117万円を控除した後の金額である（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。）。

(4) 納付すべき税額 56万8100円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 71万0200円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額520万1000円に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定を適用して算出した金額である。

イ 定率減税額 14万2040円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項（平成17年法律第21号による改正前のもの）の規定により計算した金額である。

3 平成18年分所得税更正処分について

(1) 総所得金額 605万3149円

上記金額は、事業所得の金額と同額である。

事業所得の金額は、原告の売上先等に対する反面調査により把握した売上金額7063万1854円（別表3の「平成18年分」「合計」欄）に類似同業者の平成18年分の特前所得率8.57パーセントを乗じて算出した金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 79万0000円

上記金額は、原告が平成18年分の所得税の確定申告書（乙4の3）に記載した社会保険料控除の額3万円、配偶者控除の額38万円及び基礎控除の額38万円の合計額である。

なお、原告は同申告書において同人の子、〇（以下「〇」という。）を扶養親族として扶養控除の額38万円を控除していたが、〇は合計所得金額が38万円を超えており、扶養親族に当たらないことから（所得税法2条1項34号）、扶養控除の額38万円は控除することができない。

(3) 課税総所得金額 526万3000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額605万3149円から上記(2)の所得控除の額の合計額79万円を控除した後の金額である（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。）。

(4) 納付すべき税額 65万0300円

上記金額は、次のアの金額からイの金額を差し引いた後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 72万2600円

上記金額は、上記(3)の課税総所得金額526万3000円に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定を適用して算出した金額である。

イ 定率減税額 7万2260円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により計算した金額である。

4 平成19年分所得税更正処分について

(1) 総所得金額 957万2672円

上記金額は、事業所得の金額と同額である。

事業所得の金額は、原告の売上先等に対する反面調査により把握した売上金額6364万

8086円（別表3の「平成19年分」「合計」欄）に類似同業者の平成19年分の特前所得率15.04パーセントを乗じて算出した金額である。

(2) 所得控除の額の合計額 112万0000円

上記金額は、原告が平成19年分の所得税の確定申告書（乙4の4）に記載した社会保険料控除の額36万円、配偶者控除の額38万円及び基礎控除の額38万円の合計額である。

なお、原告は同申告書において○を扶養親族として扶養控除の額38万円を控除していたが、○は合計所得金額が38万円を超えており、扶養親族に当たらないことから（所得税法2条1項34号）、扶養控除の額38万円を控除することはできない。

(3) 課税総所得金額 845万2000円

上記金額は、上記（1）の総所得金額957万2672円から上記（2）の所得控除の額の合計額112万円を控除した後の金額である（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。）。

(4) 納付すべき税額 130万7900円

上記金額は、上記（3）の課税総所得金額845万2000円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの）の規定を適用して算出した金額である（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）。

1 平成16年課税期間消費税等決定処分について

(1) 課税標準額 5707万7000円

上記金額は、原告の売上先等に対する反面調査により把握した原告の平成16年分の売上金額5993万1024円(別表3の「平成16年分」「合計」欄の金額)に105分の100を乗じた金額である(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの。なお、上記を含め、以下、105分の100を乗ずる部分は、平成24年法律第68号による改正前の消費税法29条及び同年法律第69号による改正前の地方税法72条の83によるものである。)

(2) 課税標準額に対する消費税額 228万3080円

上記金額は、上記(1)の課税標準額5707万7000円に100分の4を乗じた金額である(平成24年法律第68号による改正前の消費税法29条)。

(3) 控除対象仕入税額 0円

原告が、平成16年課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿書類等を保存していなかったことから、当該帳簿書類等の保存がない課税仕入れに係る消費税等の金額は控除できず(消費税法30条7項)、0円となる。

(4) 納付すべき消費税額 228万3000円

上記金額は、上記(2)の課税標準額に対する消費税額の金額228万3080円から上記(3)の控除対象仕入税額0円を控除した金額である(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの)。

(5) 地方消費税の課税標準となる消費税額 228万3000円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額228万3000円と同額である(地方税法72条の82)。

(6) 納付すべき譲渡割額 57万0700円

上記金額は、上記(5)の地方消費税の課税標準となる消費税額288万3000円に、100分の25(平成24年法律第69号による改正前の地方税法72条の83)を乗じた金額である(ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの)。

(7) 消費税等の合計税額 285万3700円

上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額228万3000円と上記(6)の納付すべき譲渡割額57万0700円の合計額である。

2 平成17年課税期間消費税等決定処分について

(1) 課税標準額 5966万8000円

上記金額は、原告の売上先等に対する反面調査により把握した原告の平成17年分の売上金額6265万2409円(別表3の「平成17年分」「合計」欄の金額)に105分の100を乗じた金額である(通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの)。

(2) 課税標準額に対する消費税額 238万6720円

上記金額は、上記(1)の課税標準額5966万8000円に100分の4を乗じた金額である(平成24年法律第68号による改正前の消費税法29条)。

- (3) 控除対象仕入税額 0円
原告が、平成17年課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿書類等を保存していなかったことから、当該帳簿書類等の保存がない課税仕入れに係る消費税等の金額は控除できず（消費税法30条7項）、0円となる。
- (4) 納付すべき消費税額 238万6700円
上記金額は、上記(2)の課税標準額に対する消費税額238万6720円から上記(3)の控除対象仕入税額0円を控除した金額である（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）。
- (5) 地方消費税の課税標準となる消費税額 238万6700円
上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額238万6700円と同額である（地方税法72条の82）。
- (6) 納付すべき譲渡割額 59万6600円
上記金額は、上記(5)の地方消費税の課税標準となる消費税額238万6700円に、100分の25（平成24年法律第69号による改正前の地方税法72条の83）を乗じた金額である（ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）。
- (7) 消費税等の合計税額 298万3300円
上記金額は、上記(4)の納付すべき消費税額238万6700円と上記(6)の納付すべき譲渡割額59万6600円の合計額である。

- 1 平成16年分について 16万8000円
 上記金額は、別紙1の1(4)の納付すべき税額48万0100円から原告が平成16年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した0円を差し引いた金額48万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの)を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。
 なお、原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。
- 2 平成17年分について 17万1500円
 上記金額は、重加算税の計算の基礎となる税額49万円(下記(1)の金額から下記(2)の金額を控除した金額について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。別表4-1「C」欄「加算税の基礎となる税額」49万円)を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。なお、過少申告加算税の計算の基礎となる税額(下記(2))はあるものの、同金額に100分の10の割合(通則法65条1項)を乗じた金額は、5000円未満であることから、その全部が切り捨てられ(同法119条4項)、過少申告加算税の額は0円となる(別表1の「加算税変更決定」欄参照。以下、平成18年分ないし平成21年分も同じ)。
- (1) 平成17年分所得税更正処分により新たに納付すべき税額 51万6500円
 上記金額は、別紙1の2(4)の納付すべき税額56万8100円から原告が平成17年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した5万1600円を差し引いた金額である。
 なお、原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。
- (2) 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1万9200円
 上記金額は、平成17年分所得税更正処分により増加した事業所得の金額のうち、Bに対する売上の計上漏れに係る所得金額24万0809円(Bの売上計上漏れ金額236万7846円に同業者の平成17年分の特前所得率10.17パーセントを乗じた金額)について、国税通則法施行令(以下「通則法施行令」という。)28条1項の規定に基づいて計算した税額(別表4-1「D」欄ないし「F」欄参照)である。
- 3 平成18年分について 19万6000円
 上記金額は、重加算税の計算の基礎となる税額56万円(下記(1)の金額から下記(2)の金額を控除した金額について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。別表4-2「C」欄「加算税の基礎となる税額」56万円)を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。
- (1) 平成18年分所得税更正処分により新たに納付すべき税額 59万8000円
 上記金額は、別紙1の3(4)の納付すべき税額65万0300円から原告が平成18年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した5万2300円を差し引いた金額である。
 なお、原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

- (2) 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 3万4200円
上記金額は、平成18年分所得税更正処分により否認された〇に係る扶養控除の額38万円について、通則法施行令28条1項の規定に基づいて計算した税額（別表4-2「D」欄ないし「F」欄参照）である。
- 4 平成19年分について 45万1500円
上記金額は、重加算税の計算の基礎となる税額129万円（下記（1）の金額から下記（2）の金額を控除した金額について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。別表4-3「C」欄「加算税の基礎となる税額」129万円）を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。
- (1) 平成19年分所得税更正処分により新たに納付すべき税額 130万7900円
上記金額は、別紙1の4（4）の納付すべき税額130万7900円から原告が平成19年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した0円を差し引いた金額である。
なお、原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。
- (2) 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1万4100円
上記金額は、平成19年分所得税更正処分により否認された〇に係る扶養控除の額38万円について、通則法施行令28条1項の規定に基づいて計算した税額（別表4-3「D」欄ないし「F」欄参照）である。
- 5 平成20年分について 39万5500円
上記金額は、重加算税の計算の基礎となる税額113万円（下記（1）の金額から下記（2）の金額を控除した金額について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。別表4-4「C」欄「加算税の基礎となる税額」113万円）を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じた金額である。
- (1) 平成20年分所得税更正処分により新たに納付すべき税額 114万6700円
上記金額は、平成20年分所得税更正処分により納付すべき税額114万6700円（別表1における平成20年分の「更正処分等」欄に係る「納付すべき税額」欄の金額）から原告が平成20年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した0円を差し引いた金額である。
なお、原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。
- (2) 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1万0900円
上記金額は、平成20年分所得税更正処分により否認された〇に係る扶養控除の額38万円について、通則法施行令28条1項の規定に基づいて計算した税額（別表4-4「D」欄ないし「F」欄参照）である。
- 6 平成21年分について 19万6000円
上記金額は、重加算税の計算の基礎となる税額56万円（下記（1）の金額から下記（2）の金額を控除した金額について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。別表4-5「C」欄「加算税の基礎となる税額」56万円）を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じて計算した金額である。
- (1) 平成21年分所得税更正処分により新たに納付すべき税額 58万4100円

上記金額は、平成21年分所得税更正処分により納付すべき税額59万7500円（別表1における平成21年分の「更正処分等」欄に係る「納付すべき税額」欄の金額）から原告が平成21年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した1万3400円を差し引いた金額である。

なお、原告の新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 過少申告加算税の計算の基礎となる税額 1万9000円

上記金額は、平成21年分所得税更正処分により否認された〇に係る扶養控除の額38万円について、通則法施行令28条1項の規定に基づいて計算した税額（別表4-5「D」欄ないし「F」欄参照）である。

7 平成22年分について 7000円

上記金額は、平成22年分所得税更正処分により納付すべき税額2万4000円（別表1における平成22年分の「更正処分等」欄に係る「納付すべき税額」欄の金額）から原告が平成22年分の所得税の確定申告書の「納める税金」欄に記載した0円を差し引いた金額2万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの）を基礎として通則法68条1項の規定により100分の35の割合を乗じて計算した金額である。

なお、原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法65条4項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

1 平成16年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 4万3500円

上記金額は、別紙2の1(7)の平成16年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額285万3700円のうち、Bに対する課税資産の譲渡等の対価の額586万1929円(別表3における平成16年分の「B」欄の金額615万5026円に105分の100を乗じた金額である。)について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額29万3000円(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの)から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額29万円(別表5-1参照)を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じた金額である。

なお、原告が平成16年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 102万4000円

上記金額は、平成16年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額285万3700円から上記(1)の無申告加算税の対象となった税額29万3000円を差し引いた金額256万0700円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額256万円(別表5-1参照)を基礎として通則法68条2項の規定により100分の40の割合を乗じた金額である。

2 平成17年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 8万2500円

上記金額は、別紙2の2(7)の平成17年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額298万3300円のうち、Bに対する資産の譲渡等の対価の額1119万1120円(別表3における平成17年の「B」欄の金額1175万0676円に105分の100を乗じた金額である。)について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額55万9500円(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの)から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額55万円(別表5-2参照)を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じた金額である。

なお、原告が平成17年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 96万8000円

上記金額は、平成17年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額298万3300円から上記(1)の無申告加算税の対象となった税額55万9500円を差し引いた金額242万3800円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額242万円(別表5-2参照)を基礎として通則法68条2項の規定により100分の40の割合を乗じた金額である。

3 平成18年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 5万8500円

上記金額は、平成18年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額336万3300円（別表2における平成18年課税期間の「決定処分等」欄に係る「消費税及び地方消費税の合計額」欄の金額）のうち、Bに対する課税資産の譲渡等の対価の額792万1634円（別表3における平成18年分の「B」欄の金額831万7716円に105分の100を乗じた金額である。）について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額39万6000円（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額39万円（別表5-3参照）を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じた金額である。

なお、原告が平成18年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 118万4000円

上記金額は、平成18年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額336万3300円から上記(1)の無申告加算税の対象となった税額39万6000円を差し引いた金額296万7300円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額296万円（別表5-3参照）を基礎として通則法68条2項の規定により100分の40の割合を乗じた金額である。

4 平成19年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 5万7000円

上記金額は、平成19年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額303万0700円（別表2における平成19年課税期間の「決定処分等」欄に係る「消費税及び地方消費税の合計額」欄の金額）のうち、Bに対する課税資産の譲渡等の対価の額779万0768円（別表3における平成19年分の「B」欄の金額818万0307円に105分の100を乗じた金額である。）について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額38万9500円（通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額38万円（別表5-4参照）を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じた金額である。

なお、原告が平成19年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 105万6000円

上記金額は、平成19年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額303万0700円から上記(1)の無申告加算税の対象となった税額38万9500円を差し引いた金額264万1200円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額264万円（別表5-4参照）を基礎として通則法68条2項の規定により100分の40の割合を乗じた金額である。

5 平成20年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 5万4000円

上記金額は、平成20年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額307万6700円（別表2における平成20年課税期間の「決定処分等」欄に係る「消費税及び地方消費税の合計額」欄の金額）のうち、Bに対する課税資産の譲渡等の対価の額727万9180円（別表3における平成20年分の「B」欄の金額764万3139円に105分の100を乗じた金額である。）について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額36万3800円（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額36万円（別表5-5参照）を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じた金額である。

なお、原告が平成20年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 108万4000円

上記金額は、平成20年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額307万6700円から上記(1)の無申告加算税の対象となった税額36万3800円を差し引いた金額271万2900円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額271万円（別表5-5参照）を基礎として通則法68条2項の規定により100分の40の割合を乗じた金額である。

6 平成21年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 8万3000円

上記金額は、平成21年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額308万6600円（別表2における平成21年課税期間の「決定処分等」欄に係る「消費税及び地方消費税の合計額」欄の金額）のうち、Bに対する課税資産の譲渡等の対価の額1091万7149円（別表3における平成21年分の「B」欄の金額1146万3007円に105分の100を乗じた金額である。）について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額54万5700円（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額54万円（別表5-6参照）を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じて計算した8万1000円に通則法66条2項の規定により54万円から50万円を控除した金額4万円に100分の5の割合を乗じて計算した2000円を加算した金額である。

なお、原告が平成21年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 101万6000円

上記金額は、平成21年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額308万6600円から上記(1)の無申告加算税の対象となる税額54万5700円を差し引いた金額254万0900円について、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額254万円（別表5-6参照）を基礎として通則法68条2項の規定により100分

の40の割合を乗じた金額である。

7 平成22年課税期間について

(1) 無申告加算税の額 1万0500円

上記金額は、平成22年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額253万4600円（別表2における平成22年課税期間の「決定処分等」欄に係る「消費税及び地方消費税の合計額」欄の金額）のうち、Bに対する課税資産の譲渡等の対価の額157万0500円（別表3における平成22年分の「B」欄の金額164万9026円に105分の100を乗じた金額である。）について、通則法施行令28条2項の規定に基づいて計算した納付すべき税額7万8500円（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたもの）から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額7万円（別表5-7参照）を基礎として通則法66条1項の規定により100分の15の割合を乗じた金額である。

なお、原告が平成22年課税期間消費税等決定処分により納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、通則法66条1項に規定する「正当な理由」に該当する事実は認められない。

(2) 重加算税の額 98万0000円

上記金額は、平成22年課税期間消費税等決定処分により納付すべき税額253万4600円から上記(1)の無申告加算税の対象となる税額7万8500円を差し引いた金額245万6100円から、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額245万円（別表5-7参照）を基礎として通則法68条2項の規定により100分の40の割合を乗じた金額である。

課税の経緯（所得税）

（単位：円）

| 期間 | 区分 | 確定申告 | 更正処分等 | 異議申立て | 加算税変更決定 | 異議決定 | 審査請求 | 裁決 | | | | |
|--------|--------------------|-----------|------------|-----------|---------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 平成16年分 | 年月日 | 平成17年3月3日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | — | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | | | | |
| | 総所得金額 （事業所得の金額） | 1,020,000 | 6,071,012 | 7,142,303 | / | 却下 | / | — | | | | |
| | 所得金額から差し引かれる 金額 | 1,420,000 | 1,420,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額 | 0 | 4,651,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額に対する 税額 | 0 | 600,200 | | | | | | | | | |
| | 定率減税額 | 0 | 120,040 | | | | | | | | | |
| | 納付すべき税額 | 0 | 480,100 | | | | | | | | | |
| | 過少申告加算税の額 | | — | | | | | | 棄却 | | 棄却 | |
| | 重加算税の額 | | 168,000 | | | | | | | | | |
| 平成17年分 | 年月日 | 平成18年3月3日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | | | | | 平成24年6月7日 | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 |
| | 総所得金額 （事業所得の金額） | 1,815,070 | 6,371,749 | 7,934,211 | / | 却下 | / | — | | | | |
| | 所得金額から差し引かれる 金額 | 1,170,000 | 1,170,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額 | 645,000 | 5,201,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額に対する 税額 | 64,500 | 710,200 | | | | | | | | | |
| | 定率減税額 | 12,900 | 142,040 | | | | | | | | | |
| | 納付すべき税額 | 51,600 | 568,100 | | | | | | | | | |
| | 過少申告加算税の額 | | — | | | | | | 0 | 棄却 | | 棄却 |
| | 重加算税の額 | | 178,500 | | | | | | 171,500 | | | |
| 平成18年分 | 年月日 | 平成19年3月9日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | | | | | 平成24年6月7日 | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 |
| | 総所得金額 （事業所得の金額） | 1,752,746 | 6,053,149 | 6,883,580 | / | 却下 | / | — | | | | |
| | 所得金額から差し引かれる 金額 | 1,170,000 | 790,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額 | 582,000 | 5,263,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額に対する 税額 | 58,200 | 722,600 | | | | | | | | | |
| | 定率減税額 | 5,820 | 72,260 | | | | | | | | | |
| | 納付すべき税額 | 52,300 | 650,300 | | | | | | | | | |
| | 過少申告加算税の額 | | — | | | | | | 0 | 棄却 | | 棄却 |
| | 重加算税の額 | | 206,500 | | | | | | 196,000 | | | |
| 平成19年分 | 年月日 | 平成20年3月7日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | | | | | 平成24年6月7日 | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 |
| | 総所得金額 （事業所得の金額） | 1,402,445 | 9,572,672 | 5,348,452 | / | 棄却 | / | 棄却 | | | | |
| | 所得金額から差し引かれる 金額 | 1,500,000 | 1,120,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額 | 0 | 8,452,000 | | | | | | | | | |
| | 課税総所得金額に対する 税額 | 0 | 1,307,960 | | | | | | | | | |
| | 納付すべき税額 | 0 | 1,307,900 | | | | | | | | | |
| | 過少申告加算税の額 | | — | | | | | | 0 | | | |
| | 重加算税の額 | | 455,000 | | | | | | 451,500 | | | |

課税の経緯（所得税）

(単位：円)

| 期間 | 区分 | 確定申告 | 更正処分等 | 異議申立て | 加算税変更決定 | 異議決定 | 審査請求 | 裁決 | |
|--------------------|--------------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 平成20年分 | 年月日 | 平成21年3月9日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | 平成24年6月7日 | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | |
| | 総所得金額 (事業所得の金額) | 1,339,910 | 8,871,384 | 7,506,284 | / | 棄却 | 7,506,284 | 棄却 | |
| | 所得金額から差し引かれる金額 | 1,500,000 | 1,120,000 | | | | | | |
| | 課税総所得金額 | 0 | 7,751,000 | | | | | | |
| | 課税総所得金額に対する税額 | 0 | 1,146,730 | | | | | | |
| | 納付すべき税額 | 0 | 1,146,700 | | | | | | |
| | 過少申告加算税の額 | | — | | | | 0 | | |
| | 重加算税の額 | | 399,000 | | | | 395,500 | | |
| 年月日 | 平成22年3月5日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | 平成24年6月7日 | | | 平成24年6月29日 | | 平成24年7月5日 |
| 総所得金額 (事業所得の金額) | 1,409,965 | 5,885,775 | 6,939,269 | / | 却下 | 6,939,269 | — | | |
| 所得金額から差し引かれる金額 | 1,140,000 | 760,000 | | | | | | | |
| 課税総所得金額 | 269,000 | 5,125,000 | | | | | | | |
| 課税総所得金額に対する税額 | 13,450 | 597,500 | | | | | | | |
| 納付すべき税額 | 13,400 | 597,500 | | | | | | | |
| 過少申告加算税の額 | | — | | | | 0 | | | |
| 重加算税の額 | | 203,000 | | | | 196,000 | | | |
| 年月日 | 平成23年2月21日 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | | | — | | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 |
| 総所得金額 (事業所得の金額) | △214,220 | 1,974,810 | 2,465,631 | / | 却下 | 2,465,631 | — | | |
| 所得金額から差し引かれる金額 | 1,874,120 | 1,494,120 | | | | | | | |
| 課税総所得金額 | 0 | 480,000 | | | | | | | |
| 課税総所得金額に対する税額 | 0 | 24,000 | | | | | | | |
| 納付すべき税額 | 0 | 24,000 | | | | | | | |
| 過少申告加算税の額 | | — | | | | | | | |
| 重加算税の額 | | 7,000 | | | | | | | |

課税の経緯（消費税等）

(単位：円)

| 期間 | 区分 | 確定申告 | 決定処分等 | 異議申立て | 加算税変更決定 | 異議決定 | 審査請求 | 裁決 | |
|-----------|----------------|------|---------------|------------|---------|------------|------------|------------|------------|
| 平成16年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 57,077,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,283,000 | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,283,000 | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,283,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 570,700 | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | 2,853,700 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 43,500 | | | | | | |
| | 重加算税の額 | | 1,024,000 | | | | | | |
| 平成17年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月7日 | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 59,668,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,386,720 | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,386,700 | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,386,700 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 596,600 | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | 2,983,300 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 66,000 | | | | 82,500 | | |
| | 重加算税の額 | | 1,012,000 | | | | 968,000 | | |
| 平成18年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 67,268,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,690,720 | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,690,700 | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,690,700 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 672,600 | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | 3,363,300 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 58,500 | | | | | | |
| | 重加算税の額 | | 1,184,000 | | | | | | |
| 平成19年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 60,617,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,424,600 | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,424,600 | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,424,600 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 606,100 | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | 3,030,700 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | 57,000 | | | | | | |
| | 重加算税の額 | | 1,056,000 | | | | | | |

課税の経緯（消費税等）

（単位：円）

| 期間 | 区分 | 確定申告 | 決定処分等 | 異議申立て | 加算税変更決定 | 異議決定 | 審査請求 | 裁決 | | |
|-----------|----------------|------|---------------|------------|---------|------------|-----------|------------|----|--|
| 平成20年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | | |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 61,536,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 | |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,461,400 | | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,461,400 | | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,461,400 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 | |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 615,300 | | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | | 3,076,700 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | | 54,000 | | | | | | |
| | 重加算税の額 | | | 1,084,000 | | | | | | |
| 平成21年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | | |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 61,734,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 | |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,469,300 | | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,469,300 | | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,469,300 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 | |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 617,300 | | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | | 3,086,600 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | | 83,000 | | | | | | |
| | 重加算税の額 | | | 1,016,000 | | | | | | |
| 平成22年課税期間 | 年月日 | 無申告 | 平成24年3月13日 | 平成24年4月3日 | / | 平成24年6月29日 | 平成24年7月5日 | 平成25年5月28日 | | |
| | 消費税 | | 課税標準額 | 50,694,000 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 | |
| | | | 課税標準額に対する消費税額 | 2,027,700 | | | | | | |
| | | | 控除対象仕入税額 | 0 | | | | | | |
| | | | 納付すべき消費税額 | 2,027,700 | | | | | | |
| | 地方消費税 | | 課税標準となる消費税額 | 2,027,700 | | 一部取消し | 棄却 | 一部取消し | 棄却 | |
| | | | 納付すべき譲渡割額 | 506,900 | | | | | | |
| | 消費税及び地方消費税の合計額 | | | 2,534,600 | | | | | | |
| | 無申告加算税の額 | | | 10,500 | | | | | | |
| | 重加算税の額 | | | 980,000 | | | | | | |

別表 3、別表 4-1 から別表 4-5 まで、別表 5-1 から別表 5-7 まで 省略